

キヤノンアネルバ栗木プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
東京都府中市四谷五丁目8番1号  
キヤノンアネルバ株式会社  
代表取締役社長 今村有孝
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
キヤノンアネルバ栗木プロジェクト  
川崎市麻生区栗木二丁目5番2ほか
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成18年9月4日（月）
- 4 問い合わせ先  
東京都府中市四谷五丁目8番1号  
キヤノンアネルバ株式会社 経営支援センター 企画部  
電話 042-334-0288

（環境局環境評価室 担当）  
電話 200-2156

**キャノンアネルバ栗木プロジェクト  
に係る条例環境影響評価審査書  
平成18年9月  
川崎市**

はじめに

キャノンアネルバ栗木プロジェクト(以下「指定開発行為」という。)は、キャノンアネルバ株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、麻生区栗木二丁目5番2他、約2.9の区域において、「栗木マイコン地区地区計画」を踏まえ、本社棟及び研究・生産棟を建設するものである。

研究・生産棟は、主要施設として、研究開発用クリーンルーム及び生産用クリーンルームを設置し、半導体、ハードディスク、ディスプレイ等を生み出すための産業用生産設備の研究・開発を行い、併せて、これらの産業用生産設備を製造するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成18年5月25日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、これを受けて公告・縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に条例準備書の審査について諮問し、平成18年8月30日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：キヤノンアネルバ株式会社

代表者：代表取締役社長 今村 有孝

住 所：東京都府中市四谷五丁目 8 番 1 号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：キヤノンアネルバ栗木プロジェクト

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(第 3 種行為)

工場又は事業所の新設(第 2 種行為)

大規模建築物の新設(第 2 種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1  
の項、5 の項及び 15 の項に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区栗木二丁目 5 番 2 他

区域面積：28,887 m<sup>2</sup>

用途地域：準工業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

本社棟及び研究・生産棟の建設

#### イ 土地利用計画

土地利用区分		面 積	構成比
建 築 物	本社棟	3,278 m <sup>2</sup>	11.3%
	研究・生産棟	11,280 m <sup>2</sup>	39.1%
	守衛所	64 m <sup>2</sup>	0.2%
	小 計	14,622 m <sup>2</sup>	50.6%
緑 化 地		7,945 m <sup>2</sup>	27.5%
車路、駐車場		5,306 m <sup>2</sup>	18.4%
その他(ドライエリア等)		1,014 m <sup>2</sup>	3.5%
合 計		28,887 m <sup>2</sup>	100.0%

### ウ 建築計画等の概要

項目		建築面積	延べ面積	構造	階数	最高高さ
建築物	本社棟	3,278 m <sup>2</sup>	20,285 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地下1階、地上5階	20m
	研究・生産棟	11,280 m <sup>2</sup>	35,480 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地下2階、地上2階	20m
	守衛所	64 m <sup>2</sup>	64 m <sup>2</sup>	R C造	地上1階	5m
	合計	14,622 m <sup>2</sup>	55,829 m <sup>2</sup>	-	-	-
敷地面積		28,887 m <sup>2</sup>				
建ぺい率		50.6%				
容積率算定床面積(合計)		51,643 m <sup>2</sup>				
容積率		178.8%				
緑被率		27.5%				

R C造：鉄筋コンクリート造

### エ 施設計画の概要

項目		計画の概要	
研究開発・生産	内容	半導体、ハードディスク、ディスプレイ等を生み出すための産業用生産設備の研究・開発・製造	
	主要施設	研究開発用クリーンルーム (製品評価及び顧客サンプル評価)	生産用クリーンルーム (装置組立・評価)
	主要設備	研究開発装置、成膜測定器	クレーン
	設備の概要	研究開発装置を人手で組立のうえ、機能確認・製品評価・サンプル採り	生産装置を人手で組立のうえ、調整・評価
従業員数		約 1,000 人	
施設運用日数及び時間帯		年間運用日数：約 240 日、時間帯(原則)：8:30～17:20	
駐車場等台数		駐 車 場：140 台 バイク置場：10 台 自転車置場：20 台	

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、本社棟及び研究・生産棟の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の安全対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.042ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.068mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準(二酸化窒素:0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測している。また、短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.217ppmで、中央公害対策審議会の答申による短期曝露の指針値(0.1~0.2ppm)を上回り、浮遊粒子状物質は0.084mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.20mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測している。これらに対し、排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、建設機械の集中稼働を避け効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大气環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.041ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.070mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、最新排出ガス規制適合車の使用に努め、工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルート沿道の大气環境への影響は少ないとしている。

一方、供用時における設備機器(ボイラー)の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度(日平均値の年間98%値)の最大値は0.040ppmで、環境基準を満足すると予測している。また、短期将来濃度(1時間値)の最大値は、高濃度が出現する一般的な気象条件時で0.0179ppm、建

建築物によるダウンドラフト時で 0.0258ppm であり、短期曝露の指針値を下回ると予測している。さらに、低NOxバーナーの採用や設備機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気環境への影響は少ないとしている。

しかしながら、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値を上回ると予測していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、考えられる種々の方策を組み合わせるなど、低減対策を徹底すること。

## イ 緑

### (ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合していると予測し、また、樹種に応じた良好な植栽基盤の整備等の環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は 27.5% で、地区別環境保全水準 (25.0%) を満足すると予測し、また、大景木をはじめ、中・高木と低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、事業の実施に際しては、植栽する樹木の適正な管理・育成に努めること。

### (ウ) 植栽土壌

本計画地の土壌は、固結した土壌であるなど、現状のままでは植栽基盤として一部不適なものがあると予測し、また、植栽地に必要な土壌量は 1,685 m<sup>3</sup> と予測している。これらに対し、土壌改良剤等により土壌改良し、有効利用するとともに、必要に応じて良質な客土を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

## ウ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界付近において71.3デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用や騒音の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う道路端における等価騒音レベルは、ピーク日において市道栗木126号線で64.9デシベル、県道上麻生蓮光寺線で67.3～68.8デシベルであり、環境基準（市道栗木126号線：65デシベル以下、県道上麻生蓮光寺線：70デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルートに沿道環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における設備機器（空冷ヒートポンプチャラー、排風機・送風機等）の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界線において47.5デシベルで、環境保全目標（昼間：65デシベル以下、朝・夕：60デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、騒音の大きな設備機器については、遮音壁等による対策や吸音処理を施した室内に配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルの増加量が2.9デシベルになると予測している地点があることから、騒音による影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

また、本計画では、屋上に設置する設備機器に係る騒音の具体的な低減策が明らかにされていないことから、予測の前提条件として条例評価書で明らかにすること。

## エ 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界線において 55.0 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用や振動の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う道路端における振動レベルは、ピーク日において 37.6～50.7 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルートの沿道環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における設備機器（コンプレッサー）の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界線において 30.0 デシベル以下で、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、防振ゴム等による対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

これらの評価は概ね妥当であるが、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、振動による影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## オ 廃棄物

### （ア）一般廃棄物

本計画の供用時における一般廃棄物の年間発生量は、紙類 202.1 ト、木くず 143.5 ト及び厨芥類 16.7 トで、このうち、紙類 180.4 トについては、有効利用を図ることから、再資源化率は 49.8%になると予測している。これらについては、適切な規模で設置したリサイクルセンター（保管場所）に分別して集積及び保管した後、有効利用する紙類については再資源化業者に委託し、それ以外については、川崎市の許可を受けた業者に運搬を委託して、事業系一般廃棄物として適正に処理するとしている。さらに、廃棄物の発生量を極力少なくするために、減量化及びリサイクルを推進するとともに、



発生抑制等について従業員に対する環境教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

#### (イ) 産業廃棄物

本計画の工事中に発生する産業廃棄物は、建設汚泥約 4,440 m<sup>3</sup>、ガラスくず及び陶磁器くず 797 ト、金属くず 131 ト、木くず 126 ト、がれき類 92 ト等と予測し、これらについては、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理を行うとしている。さらに、有価物化による発生抑制に努めるとともに、極力再利用・再資源化ができる方法により処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時における産業廃棄物の年間発生量は、金属くず 265.7 ト、廃酸 100.0 ト、廃プラスチック類 46.4 ト、廃油 24.2 ト等の合計 467.7 トで、このうち、388.6 トについては、有効利用を図ることから、再資源化率は 83.1%になると予測している。これらについては、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理を行うとしている。さらに、自社の削減目標に沿って、可能な限りの再資源化により発生量を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の再資源化の具体的な方法については、その内容を市に報告すること。

#### (ウ) 建設発生土

本計画の工事に伴う建設発生土は約 101,900 m<sup>3</sup> と予測し、このうち、約 8,600 m<sup>3</sup> については計画地内の埋戻し土、盛土として有効に再利用を図り、それ以外は、計画地外で再利用するほか、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷崩れや飛散等が生じないように、荷台カバーの着用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、

再利用等を含めた処理方法について、その内容を市に報告すること。

#### カ 景 観

本計画の実施に伴い、現在、大半が更地となっている計画地に、周辺の建築物と比較して大規模な計画建築物が出現するが、本社棟及び研究・生産棟を敷地の中央に配置し、計画地の外周部には緑化地を設けることにより緩衝帯を確保するとともに、計画建築物を淡い色彩にするなど、デザインや色彩、仕上げなどについて計画地周辺のマイコンシティ立地企業の建築物との調和に配慮することから、周辺の建築物と一体となった研究開発施設地区としての景観が形成されると予測している。さらに、高木の植栽を積極的に行って身近な緑を創出し、地域景観のシンボルとなる大景木を多く導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

#### キ 日照阻害

本計画は、法令の日影規制の内容を満足するとともに、冬至日の地盤面において周辺の既存建物に及ぼす日影時間を最大で 3 時間未満となるように、本社棟及び研究・生産棟を敷地中央に配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、冬至日において周辺の地盤面における日影の影響が比較的大きくなる建物については、その影響の程度について説明すること。

#### ク 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態調査を行い、その内容に応じて共同受信施設の設置や受信アンテナの改善等の原状回復措置を講ずるとしてあり、また、原状回復措置の方法、時期、範囲等については、関係者と十分な協議を行うことから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化しないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴う交通混雑度はピーク日ピーク時間において 0.30～0.54、交差点飽和度は 0.28～0.70 で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 及び交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全については、工事用車両が走行する道路は概ね交通安全施設が備わった道路であるが、県道上麻生蓮光寺線の一部で白線のみとなっている箇所や信号機が設置されていない横断歩道があることから、運行経路の指定、沿道状況に応じた低速走行の実施等、運転手に対する安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の歩行者の通行については、従業員の通勤がピークとなる時間帯においても、すべての予測断面で自由歩行が可能となる歩道のサービス水準 A が保たれると予測し、さらに、通勤経路を指定し、社内広報により周知するほか、歩行マナーの教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

## コ 歴史的文化的遺産

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地「栗木-2」は、土地区画整理事業に伴い記録保存のための発掘調査が実施されており、現状で計画地内には遺跡が現存しないことから、本事業の実施に伴う文化財への影響はないと予測している。さらに、土工事等により、新たな遺跡が発見された場合には、川崎市と遺跡の保存措置について協議を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、価値ある歴史的文化的文化財について保全が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

## サ 安全（火災爆発等）

本計画では、化学物質、危険物、毒物・劇物及び高圧ガスを取り扱うことから、関係法令を遵守した各種安全対策を講ずるとともに、同様な安全対策を講じている自社の施設において、これまでに事故等の安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全管理が図られると予測している。さらに、社内システム（化学物質統合管理システム）を活用した自主的な管理、社内組織体制（環境管理委員会等）による運営管理、緊急時の対応・組織体制の整備等の環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

しかしながら、本計画では、有害性のあるモノシラン、ジシラン、ジボラン等の特殊高圧ガスを使用するとしているため、安全性の確保の観点から、条例評価書で、保管量及び保管のための設備、場所、方法等を明らかにすること。

また、フロン系ガスをスクラバーにより後処理を行うとしているが、有機化合物であるフロン系ガスについては、スクラバーのみによる処理では適切でないことから、条例評価書で、より適切な処理方法及び管理方法を明らかにすること。

さらに、化学物質等による環境リスクを低減するため、有害性や危険性が低い物質への転換の検討を進めること等により、有害性や危険性のある化学物質の取扱量の削減等に努めること。

なお、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に定める第1種指定化学物質に該当する物質を使用するとしていることから、周辺地域における排出量及び移動量を条例評価書で明らかにすることが望ましい。

## シ その他

大気汚染防止計画において、アンモニアの管理目標を40ppmと設定しているが、アンモニアについては、悪臭防止法に基づき敷地境界基準が定められていることから、当該基準に適合することを条例評価書で明らかにすること。

### （3）環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「有害化学物質」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置について

は、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

#### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、建設時の「大気質」及び供用時の「緑」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であると考えるが、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生ずる場合は、速やかに市に連絡するとともに、生活環境の保全のための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成18年5月25日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
5月31日	条例準備書公告、縦覧開始
7月14日	条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 なし
7月28日	市長から審議会に条例準備書について諮問
8月30日	審議会から市長に条例準備書について答申
9月4日	審査書公告、指定開発行為者あて送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成18年	8月1日	審議会（現地視察）
	8月8日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月29日	審議会（答申案審議）